



# 島根県報

平成18年11月17日 (金)  
第 1,830 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

規 則		
島根県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則	(しまねブランド推進課)	1
告 示		
島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競争入札参加資格審査要綱	(総務課)	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	12
ヨ－ネ病の発生	(農畜産振興課)	12
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	12
土地改良区の定款変更の認可	( " )	13
保安林予定森林 ( 4 件 )	(森林整備課)	13
解除予定保安林	( " )	15
特定調達公告		
アームレスX線テレビシステムの調達に係る一般競争入札の実施	(医療対策課)	15
教委公告		
島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の募集	(文化財課)	17
人委規則		
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		21
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		21
正 誤		
平成18年3月31日付け島根県報号外第28号中	(人事委員会)	21

### 公布された条例等のあらまし

島根県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第99号)

#### 1 規則の概要

- (1) 条例及びこの規則に基づいて知事に提出される書類について、所属する農林振興センター等を経由しないこととした。(第18条関係)
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月17日

島根県規則第99号

島根県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

島根県卸売市場条例施行規則（昭和46年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「資本」を「資本金」に改める。

第5条の見出し中「営業」を「事業」に改める。

第8条第3項第1号中「見易い」を「見やすい」に改める。

第18条を削る。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第3条関係）」に、「資本」を「資本金」に改める。

様式第7号中「営業の」を「事業の」に、「営業譲受」を「事業譲受」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第1042号

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成18年11月17日

島根県知事 澄田信義

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録作成業務請負契約競争入札参加資格審査要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会議事録の作成の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

（入札参加資格審査の申請）

第2条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格について知事の審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けることができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税を滞納している者
- (5) 都道府県税（個人の都道府県税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を滞納している者

（資格審査申請の方法）

第3条 入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、誓約書（様式第2号）
- (3) 営業経歴書（様式第3号）
- (4) 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書
- (5) 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類

- (6) 個人にあつては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類
  - (7) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
  - (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第5項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 2 前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したのものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格審査は、隔年の知事が別に定める日に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）及び随時に実施する入札参加資格審査（以下「随時審査」という。）とする。

2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者に限るものとする。

3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 知事が別に定める審査基準日（以下「審査基準日」という。）の属する事業年度の直前2年間における年間平均売上額
- (2) 審査基準日の直前2年間における島根県との契約実績
- (3) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額
- (4) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における機械設備、車両運搬具、工具及び器具の残存価格
- (5) 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- (6) 審査基準日の前日までの営業年数
- (7) 審査基準日の属する事業年度の前年度の流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- (8) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 認証の取得状況
- (9) 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数

（入札参加資格の認定）

第5条 知事は、入札参加資格審査により入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿（様式第4号）に登録するものとする。

（資格審査の結果の通知）

第6条 知事は、入札参加資格審査の結果について、入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により当該申請者に対して通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第7条 第5条第1項の規定による認定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、第4条第1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の翌年の1月1日から2年間、同項の規定により随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。ただし、知事は、特に必要と認めた場合には、入札参加資格の有効期間を変更することができる。

（資格審査申請書の記載事項の変更届）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請書記載事項変更届（様式第6号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 主たる営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (4) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の氏名

(5) 代理又は特約を行っている会社

(認定の取消し)

第9条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 第2条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

(2) 不正の手段により第5条第1項の規定による認定を受けたと認められるとき。

(資格の取消しの通知)

第10条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書(様式第7号)により、その者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月17日から施行する。

(認定の有効期間の特例)

2 平成18年11月17日から平成18年11月30日までの間に第5条第1項の規定による認定を受けた者の入札参加資格の有効期間については、第7条の規定にかかわらず、平成20年12月31日までとする。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

受付番号		登録番号		現在の登録番号	
------	--	------	--	---------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名

印

入 札 参 加 資 格 审 査 申 请 書

島根県で発注される下記審査会の議事録作成の請負に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 審査会の名称

島根県情報公開審査会及び島根県個人情報保護審査会

2 添付書類

- (1) 登記事項証明書 (法人の場合のみ) 部
- (2) 誓約書 (個人の場合のみ) 部
- (3) 営業経歴書 部
- (4) 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書 部
- (5) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類 (法人の場合のみ) 部
- (6) 青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類 (個人の場合のみ) 部
- (7) ISO14001認証取得登録証の写し 部
- (8) 障害者雇用状況報告書の写し 部
- (9) 委任状 部

備考 印の欄は、記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

島根県知事 様

様式第3号(第3条関係)

営 業 経 歴 書

	申 請 者	島根県との取引に係る営業所等 (委任する場合に記入すること)
フリガナ		
商号又は名称		
代表者職名		
代表者氏名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
島根県内の営業所等 (すべてを記入)	名 称	所 在 地
ISO14001 認証の 取得状況	取得の有無： 有(本社 委任先) 無	
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務有り：雇用率	%
	障害者雇用状況報告義務なし：雇用障害者数	人



様式第 5 号 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格審査結果通知書

先に提出された、入札参加資格審査申請書を審査した結果、  
資格がある 資格がない  
ものと認定したので、通知します。

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 有 効 期 間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 認 定 し な い 理 由

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、その変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録番号 第 号

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項

変 更 前

変 更 後

備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

様式第 7 号 ( 第10条関係 )

第 号  
年 月 日

様

島根県知事

印

入 札 参 加 資 格 取 消 通 知 書

年 月 日付けで通知した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 理 由

島根県告示第1043号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
田中 光一	内科	医療法人信愛会 永生クリニック	仁多郡奥出雲町横田1063 - 1	平成18年10月30日
青井 典明	耳鼻咽喉科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成18年10月30日
倉井 淳	内科	松江市立病院	松江市乃白町32 - 1	平成18年10月30日
仁井谷 学	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1 - 2	平成18年10月30日
吉廻 浩子	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年10月30日

島根県告示第1044号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病（患畜）	牛	平成14年9月20日	1頭	出雲市	平成18年10月23日	ホルスタイン

島根県告示第1045号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

永岡 幸三 益田市遠田町1848番地12

2 就任年月日

平成18年10月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

## 監事

中島 浩二 益田市戸田町イ965番地 1

---

## 島根県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成18年11月 7 日付  
けで認可した。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

---

## 島根県告示第1047号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す  
る。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川1786、1791、1791 - 1、1795
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

## 島根県告示第1048号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す  
る。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市旭町都川1676、2678 - 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1049号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市薄原町口763、口769、口770 - 1 から口770 - 4 まで、口770続1、口770続2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1050号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町奥山589、590

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第1051号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
益田市久城町1264 - 5、1264 - 6（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年11月17日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 調達内容
  - (1) 調達件名及び数量  
アームレスX線テレビシステム 一式
  - (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成19年3月30日（金）
  - (4) 納入場所  
島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定める参加資格を有する者であること。
  - (3) 上記(2)の営業種目の医療機器について、A等級に格付けされている者であること。
  - (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づいて、医療機器の販売業及び賃貸業の許可を受けている者であること。
- 3 入札手続
  - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒693 - 8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ  
電話 0853 - 30 - 6430
  - (2) 入札説明書の交付方法  
平成18年11月17日から平成18年12月8日までの間、上記(1)の場所において交付する。  
交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

## (3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## (4) 入札書の受領期限

平成18年12月26日(火)午前11時(郵送による入札にあつては、平成18年12月25日午後5時までに到着していること。)

## (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年12月26日(火)午前11時

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札参加者の提出書類

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: An armless X-ray television system

(2) Desired Date of Delivery: March 30, 2007

(3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) Deadline for Tender: 11:00 a.m. December 26, 2006 (applications by mail must arrive at the office by 5:00 p.m. on December 25, 2006)

(5) Please tender all information to: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-30-6430

## 教育委員会公告

島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第61号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成18年11月17日

島根県教育委員会教育長 藤原 義光

### 1 募集の目的

島根県立古墳の丘古曾志公園は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために設置された施設である。

古墳の丘古曾志公園の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するとともに、民間の能力を活用することによって、経費の節減を図ることが求められている。

このため、古墳の丘古曾志公園については、地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された「指定管理者制度」を採用し、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

### 2 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立古墳の丘古曾志公園
- (2) 所在地 松江市古曾志町562 - 1
- (3) 主要な施設 古墳の丘古曾志公園（総面積：50,309㎡）  
野外ステージ（有料施設）ほか

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 古墳の丘古曾志公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 古墳の丘古曾志公園の有料施設等の使用許可及び使用料の徴収に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、古墳の丘の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務  
留意事項  
詳細は、古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書を参照すること。  
業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

### 4 指定期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間を予定している。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 5 管理に要する経費

- (1) 年間指定管理料 7,350千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 収入目標額 24千円（年間）  
指定管理料については分割支払いとする予定。（詳細は協議により協定で定める。）

### 6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（個人は除く。以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 申請の手続き

- (1) 申請書（島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則に定める様式）
- (2) 管理運営事業計画書  
事業計画書の大きさはA4版とし、別途配布する様式に従って記載すること。
- (3) 収支予算書  
指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、各経費の明細を記載すること。
- (4) その他の申請に必要な書類
- ア 法人等の概要を記載した書類
  - イ 法人等の過去2年間の事業報告書、収支計算書、又はこれらに準ずる書類
  - ウ 法人等の当該年度の事業計画書、収支計算書、又はこれらに準ずる書類
  - エ 法人等の定款・寄付行為・規約その他これらに準じる書類
  - オ 印鑑証明書
  - カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し
  - キ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
  - ク 納税証明書

## (5) 質疑・質問事項の取り扱い

募集要項及び古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑については次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成18年12月11日（月）午後5時まで
- イ 受付方法 「質疑表」に記入の上ファクシミリで提出すること。（質疑はファクシミリのみで受け付ける。）
- ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は「質疑回答表」により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。

## (6) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(4)のエ、オ、カ、クについては正本1部及び副本1部。

## (7) 提出方法等

- ア 提出場所  
島根県教育庁文化財課（〒690-8502松江市殿町1番地）
- イ 提出期限  
平成18年12月20日（水）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成18年12月20日（水）午後5時必着とする。
- ウ 提出方法  
持参又は郵送

## (8) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- ウ 申請書の差し替えについては、原則として認めない。

## 8 募集要項及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間  
平成18年11月17日（金）から平成18年12月18日（月）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 配布場所

島根県教育庁文化財課 ( 〒690 - 8502 松江市殿町 1 番地 )

(3) 配布資料

- ア 募集要項
- イ 仕様書
- ウ 基本協定書 ( 案 ) 及び年度協定書 ( 案 )
- エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

平成18年12月 5 日 ( 火 ) 午後 1 時30分から午後 4 時まで

(2) 集合場所

島根県立古墳の丘古曾志公園管理センター ( 松江市古曾志町562 - 1 )

(3) 集合時間

午後 1 時20分までに集合のこと

(4) 内容

古墳の丘古曾志公園内の施設等について説明する。

(5) その他

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、平成18年11月30日 ( 木 ) 午後 5 時までに「申込書」により、法人等の名称及び参加者の人数、氏名をあらかじめ連絡すること。

(6) 連絡先

島根県教育庁文化財課  
〒690 - 8502 松江市殿町 1 番地  
電話 0852 - 22 - 5880、F A X 0852 - 22 - 5794

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査の基準

- ア 事業計画書の内容が、古墳の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。
- イ 事業計画書の内容が施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

- ア 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。
- イ 管理運営費に工夫が凝らされ、経費縮減が図られるものであるか。
- ウ 事業計画を実現可能な実績、経営基盤を持つ団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。

(3) 選定方法

- ア 指定管理者の選定は、古墳の丘古曾志公園指定管理者候補選定委員会 ( 以下「委員会」という。 ) において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。
- イ 委員会は、非公開とする。
- ウ 候補者の選定は 1 月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名と選定結果 ( 選定又は非選定 ) を公表する。また、申請書類の内容も、開示請求があれば公開することがある。
- エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10(3)で選定した法人等(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として、平成19年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定となる。

(2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立古墳の丘古曾志公園の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 その他留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 島根県立古墳の丘古曾志公園の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。
- (4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成19年3月上旬見込み)までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (7) 管理運營業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

- (8) 複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定する。

代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であることが必要。(県内団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあっては50%超、3社の場合にあっては33%超であることが必要。)

なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、上記 6 の(2)から(7)のいずれにも該当することが必要である。

エ 上記 7 (4)その他の申請に必要な書類のあくまでについては、構成員ごとに提出すること。

- (9) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例、島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則、島根県個人情報保護条例その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

郵便番号 690 - 8502

住所 島根県松江市殿町 1 番地

担当部局 島根県教育庁文化財課文化財グループ

電話 0852 - 22 - 5880

ファクシミリ 0852 - 22 - 5794

---

## 人 事 委 員 会 規 則

---

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第25号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表第16号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、平成18年11月17日から施行する。

---

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第26号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表第16号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、平成18年11月17日から施行する。

---

## 正 誤

---

平成18年 3 月31日付け島根県報号外第28号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
18	上から 9	備考 3	備考 1

64 下から8

附則第19項中「第16項」を「第5項」に改め、附則第14項から附則第19項までを11項ずつ繰り上げる。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

附則第14項第1号中「附則別表第3」を「附則別表第1」に、同項第2号中「附則別表第4」を「附則別表第2」に改め、附則第19項中「第16項」を「第5項」に改め、附則第14項から附則第19項までを11項ずつ繰り上げる。

附則別表第1及び附則別表第2を削り、附則別表第3中「(附則第14項関係)」を「(附則第3項関係)」に改め、同表を附則別表第1とし、附則別表第4中「(附則第14項関係)」を「(附則第3項関係)」に改め、同表を附則別表第2とする。